

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、それをとる)

鳥取県告示第百七十三号

告
示

◇告示目次
土地改良事業計画の適否の決定

昭和四十六年七月九日付で国府町長から申請のあつた土地改良（植ノ田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 朗

土地改良事業変更計画の適否の決定

土地改良事業計画等の適否の決定

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の住所変更

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

"

公有水面埋立ての免許

河川区域の廃止

廢川敷地の生成

◇選管告示

選舉管理委員会の招集

昭和四十四年十二月鳥取県選舉管理委員会告示第二十七号の一部改正

いわな及びやまめの採捕の禁止

鳥取県告示第百七十四号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

- 一 縦覧に供する書類の名称
- 二 土地改良事業計画書及び条例の写し
- 三 縦覧に供する期間
- 四 縦覧に供する場所

国府町役場

昭和四十六年七月九日付で国府町長から申請のあつた土地改良（杉ノ下地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所
淀江町役場

四 異議の申出

昭和四十六年十二月十三日付で国府町長から申請のあつた土地改良（大字戸地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
国府町役場

四 異議の申出

昭和四十七年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所
国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

鳥取県告示第百七十七号

昭和四十六年十月六日付で東伯町長から申請のあつた土地改良（倉坂地区ほ場整備）事業変更計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十七年三月七日

鳥取県告示第百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土改地良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

米川土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 八 並 弘 米子市皆生三八

昭和四十七年一月五日付で八頭郡佐治村大字津無三六〇番地奥田優ほか十七人の者から申請のあつた飯盛山土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八条第五項の規定によ

り、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年三月八日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

佐治村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十六年十二月七日開催の臨時総代会において役員補欠選挙の結果当選し、昭和四十六年十二月十四日就任。任期昭和四十八年一月二十日ま

で佐陀川右岸土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理 事 田 守 賢 治 米子市福万二二四

昭和四十六年十二月二十一日開催の臨時総代会において役員補欠選挙の結果当選し、昭和四十六年十二月二十二日就任 任期昭和五十年一月二十二日まで

羽合土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 故島 賢市 東伯郡羽合町大字長瀬一、一五〇〇六

石原 康太郎 一、二〇九

高田 武 二、三八九

神崎治郎 一、〇二五

村松 優 一、〇四八〇一

村口春高 一、六七一〇二

秋草鉄雄 一、二八四

磯江正一 久留二二四

秋田義治 六三

戸崎薰 水下一四七〇一

梅田利康 上浅津二九一〇一

竹田信秀 三六八〇一

中村博文 一二六

道家岡迪男

下浅津一五二

中本豊吉

上村隆雄

岩本留治

絹見石春

西本良藏

井上一郎

仲倉源一

椿徳

北田昇一

國田一夫

橋津一四七

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十七年一月六日就任 任期第一回総会まで

北条川土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 上田哲男 東伯郡北条町大字下神七三六番地

監事 岸田政雄

杉谷隆春

水下一四七〇一

上浅津二八三〇一

六三

監事 昭和四十四年七月二十九日の通常総代会において補充選挙により

当選し、昭和四十四年八月七日就任 任期昭和四十六年九月九日ま

六日まで

南谷四〇〇

上橋津五三

橋津五三二

退任した役員の住所及び氏名

監事 三谷 武 東伯郡北条町大字弓原三七四

〃 山口長利 〃 島六五七の五

昭和四十四年八月二十六日任期満了により退任

会見地区土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 赤井雅徳 西伯郡会見町井上四九三

〃 吉田明雄 米子市大袋二九六

昭和四十七年一月二十五日役員に欠員を生じ、昭和四十七年一月五日補欠選挙の公告をし、昭和四十七年二月十日臨時総代会において選挙予定のところ、昭和四十七年二月七日午後五時立候補締切までに定数を超えたため、無投票当選し、昭和四十七年二月十四日就任 任期昭和四十九年一月二十六日まで

退任した役員の住所及び氏名

理事 板持 實 西伯郡会見町浅井五二〇

〃 鷲見恵一郎 米子市大袋三七二

本人のつ合により昭和四十七年一月二十五日退任

西伯町土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 陶山和憲 西伯郡西伯町大字猪小路八

〃 岡本精胤 〃 中一〇八

〃 成章 〃 掛相三五五

鳥取県告示第百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年三月七日

湖東大浜土地改良区

理事	上根扇藏		変更前 鳥取県知事 石破二朗	変更後 鳥取市賀露町八七四番地
	変更前	変更後		
		〃		九一七番地

鳥取県告示第百八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、気高町から気高都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石破二朗

定款第十六条の変更による役員増員に伴う選挙による。昭和四十七年一月二十日開催の昭和四十六年度第一回臨時総代会において選挙の結果当選し、昭和四十七年一月二十日就任 任期昭和五十一年一月十九日まで

鳥取県告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、青谷町から青谷都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第一項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において縦覧に供する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十二条の規定により告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十五号

河川区域の廢止により廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十一年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十四号

斐伊川水系に係る一級河川旧加茂川について、河川法施行法（昭和三十九年法律第二百六十八号）第三条の規定により河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の赤色で着色した部分の区域について、河川区域を廢止する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十六号

（第三種郵便物認可） 昭和47年3月7日 火曜日

- 一 免許の日 昭和四十七年二月二十九日
- 二 免許を受けた者 境港市上道町一、六〇〇番地 境港市長 柏木整一郎
- 三 埋立ての場所及び面積 境港市小篠津町字相老三六三七の一番地先 三、八三五・〇八平方メートル
- 四 埋立ての目的 畜産団地の用地造成のため

米子市灘町一丁目八十三番地先から同市灘町一丁目百八番地先まで

五 埋立工事の期限 昭和四十七年三月三十一日

01071

7 昭和47年3月7日 火曜日

鳥取県公報

第4321号 (第三種郵便物認可)

四 廃川敷地の種類及び数量
土地 八一八・四三平方メートル

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

昭和四十七年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十七年三月十四日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十七年度明るく正しい選挙推進運動事業計画について

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「山陰労災病院 米子市皆生一四八〇」を 「山陰労災病院 米子市皆生皆生病院 米子市西福

原一五九八の七に改める。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第一百三十条第四項の規定に基づき、いわな及びやまめの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

昭和四十七年三月七日

鳥取県内水面漁場管理委員会委員長 江 原 勇

一 禁止区域

天神川支流能谷川

二 禁止期間

昭和四十七年三月七日から昭和四十七年八月三十一日まで

01072

(第三種郵便物認可) 昭和47年3月7日 火曜日 鳥取県公報

第4821号 8

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方および新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月300円。郵送料を含む。）を添えて3月20日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込みされる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を

昭和 年 月まで、鳥取県公報を

部 購

読したいので、購読料金 円を添えて申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、
及び代表者名、
団体名)

鳥取県知事 石破二朗殿

(印)

(印)